

# 利用規約

Haruna golf（以下、本スクールといいます）のご利用に際し、下記の事項を厳守されますようご理解・ご協力をお願い申し上げます。

## 第1条(運営・管理)

本スクールの運営・管理（利用資格の得喪変更、利用料・諸費用の収受、本規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は福岡靖菜が行います。

## 第2条(利用資格・除名)

1. 本スクールを利用できる方は、本規約を承諾し、医師から運動を禁じられてない方とします。
2. 暴力団構成員、他の利用者の円滑なスクールライフに支障を来す可能性がある方、その他本スクールが不適切と認める方は、利用資格がありません。また、利用開始後であってもこれらの事象が判明した時点で利用をお断りいたします。
3. 本スクールは、本スクールは、利用者が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、利用資格の一時停止または除名をすることができます。
  1. 本規約、その他本スクールが定める規則に違反したとき。
  2. 本スクールの施設（利用するゴルフ練習場・ゴルフ場を含む）・機材を故意に毀損したとき。
  3. 本スクールの名誉や信用を毀損、または秩序を乱したとき。
  4. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
  5. 本スクールの合理的な指示・指導に従わないとき。
  6. その他本スクールが、社会通念に照らし、利用者としてふさわしくないと認めたとき。

## 第3条(未成年者の利用)

利用する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自ら利用者になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担するものとします。

## 第4条(利用料金・支払方法)

利用者は、本スクールの定める利用料金を所定の方法で支払わなければなりません。一旦納入した利用料金は、理由の如何を問わず返還しません。

## 第5条(回数券の取り扱い)

回数券の有効期限は、購入日から 12 か月間とします。期限を過ぎた回数券は無効となり、利用できません。購入後の回数券の払い戻しは一切いたしません。

## 第 6 条(予約とキャンセル)

### 1. スクールの予約・キャンセル

スクールの予約は、レッスン開始時間まで指定の予約システムにて行うことができるものとします。開始時間を過ぎてからのキャンセル、または無断欠席の場合は、レッスン料金の 100%をキャンセル料として申し受けます。

### 2. ラウンドレッスンの予約・開催・キャンセル

1. ラウンドレッスンの開催は、原則として利用申込者が 2 名以上で開催決定するものとします。
2. 開催の可否は、レッスン前日の 0 時時点での予約状況に基づき判定します。
3. ラウンドレッスンの予約変更またはキャンセルは、前日 0 時までに行うものとします。
4. 前日 0 時以降のキャンセル、または当日キャンセル・無断欠席の場合は、レッスン料金の 100%をキャンセル料として申し受けます。

## 第 7 条(休業・閉鎖)

本スクールは、次の事由により本スクールの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本スクールの業務遂行に支障があるとき。
2. 施設の改造または補修工事実施のとき。
3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
4. 施設の使用権限が消滅するなど運営に影響が生じる事情が発生したとき。
5. その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

## 第 8 条(月額利用退会)

退会は、各月の 10 日までに予約サイトにてお手続きください。10 日を過ぎた場合は、本スクールの事務手続き上、翌月末扱いになります。

## 第 9 条 (自己責任原則と免責事項)

1. 利用者は、自己の責任と危険負担において、他の利用者と協調して、本スクールの施設（ゴルフ練習場・ゴルフ場を含む）を利用するものとします。
2. 本スクールは、利用者が本スクールの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本スクールに故意または重過失がある場合を除き、責任は負いません。利用者同士の本スクール内外でのトラブルについても同様とします。

3. 利用者は、本スクールにおいて、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本スクールの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。
4. 本スクールは、利用者の技術向上を目的としていますが、その成果を保証するものではありません。

#### **第 10 条(本規約の改定)**

本スクールは、本規約の改定及び変更、及び本規約に基づいて利用者が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本スクールは改定日の 1 ヶ月前までに施設内（または SNS 等）への掲示により利用者に告知するものとします。

**本規約は 2026 年 6 月 1 日より施行します。**